



CBR250R Dream Cup
DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2018
CBR250RR Dream Cup
DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2018

大会特別規則書

公示

本競技会は、CBR250R Dream Cup DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2018、CBR250RR Dream Cup DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2018 大会特別規則、および 2018 年鈴鹿サーキットロードレース統一特別規則に基づいて開催される。

第 1 章 競技規則

第 1 条 大会名称

CBR250R Dream Cup DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2018
CBR250RR Dream Cup DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2018

第 2 条 主催

株式会社ホンダ・レーシング
〒351-0024 埼玉県朝霞市泉水 3 丁目 15 番 1 号
TEL : 048-461-8781 FAX : 048-469-0306

第 3 条 承認

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会 (MFJ)
〒104-0045 東京都中央区築地 3-11-6 築地スクエアビル 10 階
TEL : 03-5565-0900 FAX : 03-5565-0907

第 4 条 開催日

2018 年 12 月 8 日 (土) . 9 日 (日)

第 5 条 開催地

鈴鹿サーキット 〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992

第 6 条 開催レース

CBR250R Dream Cup グランドチャンピオンシップクラス
CBR250RR Dream Cup グランドチャンピオンシップクラス

フルコース 8周 (1周/5,821m)

参加可能車両：CBR250R / CBR250RR

※両クラス混走でレースを行う。

- 参加料金 …15,000 円 (税込)
- 参加資格 …①各サーキットのシリーズランキングにおいて主催者の認定を受けた者に限る。
②2018 年度の MFJ 競技ライセンス (国際、国内、フレッシュマン、ジュニア可) 保持者。
③満 20 歳未満の者は、保護者の承諾を必要とする。
④グランドチャンピオンシップクラスは 12 歳以上の者が出場できる。
※2018 年 1 月 1 日時点での年齢で区分する。

第 7 条 大会役員

大会役員は、公式プログラムに示す。

第 8 条 参加申込み

- 1) 申込用紙に必要事項を記入し、代金と共に現金書留にて期間中に申込まなければならない。
(期間内必着)
- 2) ピットクルーは当該年度有効な MFJ ピットクルーライセンスを所持しているピット要員を最低 1 名登録すること。
最大 3 名までの登録ができる。
- 3) ライダーおよびピット要員は、「もてぎ・鈴鹿共済会」(以下 MS 共済会) に加入すること。
- 4) コース上で負傷事故があった場合など、オフィシャルが正しく救助活動を行うために、ライダーは負傷・身体的障害・疾患がある場合、参加申し込み時に大会事務局まで申告しなければならない。申告を怠ると参加が取り消される場合がある。
- 5) 満 20 歳未満の参加者は、参加申込書の誓約書に保護者の署名と実印による捺印とその印鑑証明 (3 ヶ月以内取得したもの) を必要とする。
- 6) 上記の書類を選手受付までに完全に提出できないものはいかなる理由があろうと競技に参加することはできない。
- 7) 参加を受理された後、参加を取消す申込者に参加料は返却されない。
- 8) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。

第 9 条 参加申し込み期間

CBR250R Dream Cup DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2018

CBR250RR Dream Cup DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2018

2018 年 10 月 13 日 (土) ~10 月 25 日 (木) 必着

第 10 条 スポーツ安全保険

スポーツ安全保険に関する詳細は、MFJ が発行する「国内競技規則書 2018」の 410 ページから 412 ページを参照すること。

第 11 条 MS 共済会 (もてぎ・鈴鹿共済会)

MS 共済会は、年間加入または暫定加入とする。

- 1) 年間加入は SMSC (鈴鹿モータースポーツクラブ) 会員、もしくは TRMC-S (ツインリンクもてぎクラブスポーツ) 会員として登録され、所定の共済会費を収めた者とする。
- 2) 暫定加入は当該大会 (特別スポーツ走行、予選、決勝) のみ有効とする。
ライダー・・・7,000 円 <国際レーシングコース>
ピット要員・・・500 円
※ライダーの暫定加入は特別に定められた場合のみ行うことができる。

第 12 条 選手受付（書類検査）

選手受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

- ① 参加受理書
- ② MFJ ライセンス（ライダー/ピットクルー）
- ③ SMSC/TRMC-S ライセンス（ライダー/ピットクルー）
- ④ 車両仕様書
- ⑤ ライダープロフィール（提出を推奨します）
- ⑥ その他、大会事務局が指定したもの

第 13 条 車両の変更

参加する車両の変更は大会前日までに大会事務局に申し出ること。

変更手数料として、1 箇所につき 1,000 円の手数料を支払うものとする。

大会当日の変更は認められない。

第 14 条 参加車両

- 1) 全ての車両は、CBR250R Dream Cup DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2018、CBR250RR Dream Cup DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2018 の大会特別規則書に定められた車両規則に合致する車両でなければならない。
- 2) ゼッケンナンバーは、参加受理書に定めるゼッケン番号を車両前面に 1 ヶ所、シートカウル両側面に 1 ヶ所ずつ装着しなければならない。（天井ゼッケンの場合には、サポートゼッケンを義務とする。）
数字の書体は Futura Heavy を基準とするゴシック体とする。また、デザイン文字、影付き文字などは認められない。
- 3) 各クラスのゼッケンナンバー色は下記の通りとする。

クラス	ベース色	文字色
CBR250R Dream Cup グランドチャンピオンシップクラス	白	黒
	ベース・文字共につや消しとする。	
CBR250RR Dream Cup グランドチャンピオンシップクラス	黒	白
	ベース・文字共につや消しとする。	

※ゼッケンベース色や、文字色、書体等は車検員の指示に従うものとする。

第 15 条 身分証（クレデンシャル）・通行証

- 1) 参加申し込みが正式に受理された参加者には、指定登録されたライダー、ピットクルーなどのクレデンシャルが大会事務局より送付される。（もしくは参加受付にて配布される。）
- 2) 参加者のトランスポーターは、大会事務局が交付する通行証を貼付していなければパドックへの通行および入場ができない。また駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。通行証を確認できない場合は予告無しにレッカー移動する場合がある。
- 3) 通行が許される参加者のトランスポーターは、1 台とする。
- 4) 交付された身分証や車両通行証は他に貸与・転用してはならない。偽造、コピー等もしてならない。違反があった場合は没収または罰則を科す場合がある。（失格もある。）

5) 身分証、通行証を紛失または破損した場合は事務局に再交付の手続きをとること。

第 16 条 自動計測器（トランスポンダー）の装着

- 1) 全ての参加者は大会事務局が用意した自動計測器を車検時まで装着し、公式予選、決勝レースを通じ装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走を認められない。
- 2) 自動計測器の配布は選手受付時に行い、返却については各レース終了後1時間以内とする。（予選不通過車両は当該予選終了後1時間以内とする。）万一破損・紛失した場合、1個につき54,000円（税込）が大会事務局より請求される。
- 3) 地面から60cm以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。
- 4) トランスポンダーの動作確認の為、練習走行（任意）において最低2周走行すること。
練習走行の不参加により、予選時のトランスポンダーの動作確認で計測器トラブルが生じた場合、正確な計測ができない場合もある。

第 17 条 燃料規定

- 1) 使用する燃料は、指定ガソリンスタンドで購入し受付にて購入証明書を提出すること。使用出来る燃料は、無鉛ハイオク及びレギュラーガソリンに限る。AV ガスおよびレースガソリンは使用できない。（MFJの定める仕様以内のこと：鉛の含有量は 0.005g/ℓ であること。リサーチオクタン価が 102.0(RON)、モーターオクタン価が 90.0(MON)以下であること。密度は 15℃において 0.720g/ml～0.775g/ml であること。）
- 2) 燃料使用量に関する制限は無い。

第 18 条 車両検査・装備検査

- 1) 参加車両の公式車両検査およびライダーの装備品検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って指定された場所で行う。
- 2) 公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレースへの出場が拒否される。
- 3) 大会中に、公式車両検査を受けた車両およびライダー装備以外の車両、装備を使用した場合、罰則が科せられる場合がある。
- 4) ライダーが競技中に着用しなければならないものとして装備検査を受けるものは次のとおりである。
 - ①ヘルメット ロードレースタイプのフルフェイスに限る。（MFJ公認のもの）
 - ②ヘルメットリムバー
 - ③グローブ 革製もしくは革同等の素材で出来ているものに限る。
 - ④レーシングスーツ 革製もしくは革同等の素材で出来ているものに限る。（MFJ公認のもの）
※左胸前部内側または胸部下前立てにカタカナで氏名、アルファベットで血液型を記入すること。
 - ⑤ブーツ 革製もしくは革同等の素材で出来ているものに限る。
 - ⑥背負い式脊髄パッド
※レーシングスーツに内蔵されている形式のものは主催者に確認すること。
硬質プラスチックのもので、レーシングスーツに内蔵されているスポンジは認めない。
 - ⑦チェストプロテクター（胸パッド） 原則としてレース用を使用すること。
 - ⑧エアバッグシステム エアバッグベスト、ならびにエアバッグ機能付きレーシングスーツの使用を推奨する。
- 5) ライダーが走行中に装備しなければならないものについて、損傷、破れ、磨耗、劣化等で使用に際し、車検員が危険と判断したものは使用することが出来ない。
- 6) 抗議があった場合は再車検を行う。

- 7) レース終了後、主催者が指定した車両およびライダーは再車検を受けなければならない。主催者の判断により車両の分解検査を行う場合がある。参加者はこれを拒否することはできない。分解検査はその車両のライダーおよびピットクルーが分解を行う。ライダーおよびピットクルーが分解出来ない場合は、主催者が有償にて代行する。
- 8) フレーム及びエンジンクランクケースを交換した場合は、刻印（フレーム No.及びエンジン No.）無し状態で販売証明の提示、または交換前の刻印のあるフレームを車検にて提示しなければならない。

第 19 条 ピットおよびパドックの使用

- 1) ピットは、割り当てに従って使用すること。ピットの移動は禁止とする。
- 2) ピット内は火気厳禁とする。タバコ、カセットコンロ、暖房器具等の使用は禁止。喫煙は、場内の定められた場所に限る。
- 3) パドック内にペットを連れ込むことは禁止とする。

第 20 条 プリーフィング

プリーフィングにはライダーは必ず出席すること。場所、時間については公式通知に示す。

第 21 条 ピットレーン/ピットアウト・ピットイン

- 1) 大会期間中を通じてピットレーンのスピード制限は**60km/h**以下とする。違反した場合は罰則を科す場合がある。
- 2) その他説明資料①参照のこと。

第 22 条 サインエリアおよびピットレーンの使用

サインエリアは、サインボードの掲示・計測のみに使用とし、椅子、パラソルの設置、飲食は禁止。ピットレーンを横切る際は、車両に充分注意すること。（ライダー・ピットクルーに登録していない方の入場は禁止とする。）

第 23 条 公式予選

- 1) 公式予選の義務周回数は定めない。
- 2) スタートグリッドは予選のタイム順で決定する。
- 3) 決勝レースの出場台数は、**44台**とする。
※予選出走台数が両クラス混走で44台を超えた時は、CBR250R Dream Cupと、CBR250RR Dream Cupの出走状況により台数按分してグリッド数が決定する。
- 4) コースインは、公式通知等で案内されたピットを通り行うこと。

第 24 条 スタート方法

スタート方法については説明資料②に示す。

第 25 条 競技中の注意事項

- 1) ピットインラインおよびピットアウトラインを跨いで走行することはペナルティの対象となる。
- 2) 危険な走行、妨害走行などはペナルティの対象となる。
- 3) スロー走行車は後方の安全を充分に確認し、合図をしながら基本的にはコースピット側（右端）を走行する。また、著しくスピードが落ちてピットに戻れないと判断した場合は、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- 4) 決勝レース中に車両をピットガレージへ入れた時点でリタイヤしたものとす。

- 5) ライダーはシグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務がある。
- 6) オイル漏れ等による車両トラブルによりオレンジボール旗提示を受けた車両は、速やかに安全な場所に停止しなければならない。
- 7) ジャンプスタートのペナルティに対し、「RIDE THROUGH」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボードをコントロールライン等で掲示する。3回目の提示を受けた周にピットインせず、ペナルティを実行しない場合、失格となることもある。また残り周回数によってはリザルトに反映させることがある。
- 8) いかなる場合も、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。

第 26 条 レースの一時中断

- 1) 競技監督が何らかの理由でレースの続行が危険と判断した場合、車両の走行およびレースを中断することが出来る。
- 2) レース中断の指示はフラッグマーシャル台及び全ポストで赤旗が提示され競技の中断が合図される。
- 3) 走行中のライダーは車両の速度を落としピットレーンに戻らなくてはならない。(この時、後続車に注意のこと)
- 4) その他に関しては、説明資料③に示す。

第 27 条 レースの終了

- 1) トップを走行する車両が各クラスに定められた周回数を終了した時点で、トップ走行する車両にチェッカーフラッグが振られる。
- 2) 各レースの終了はチェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち、5 分を経過した時とする。

第 28 条 順位の決定

- 1) 優勝者は規定の距離または時間を完走して最初にフィニッシュライン（コントロールライン）を通過したライダーとする。
- 2) 映像判定が用いられる場合の順位の決定は、フロントホイールの先端がフィニッシュラインを最初に通過したマシンからとする。
- 3) 優勝者がフィニッシュラインを通過したら、他のライダーはその時点で走行している周回を終え、フィニッシュラインを通過した時点で終了となる。
- 4) コース上のフィニッシュラインで、チェッカーフラッグを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。

第 29 条 参加者の遵守事項

- 1) 参加申込後に何らかの理由で競技に参加できなくなった時は、その理由も合わせてリタイヤ届を提出すること。
- 2) 参加者は、出場する大会の前日までに、公式通知等で告知されている規則の変更や追加を確認しなければならない。
- 3) 参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。
- 4) 参加者は、ホテル・キャンプ場宿泊施設以外では、宿泊することはできない。
- 5) 許された場所以外での喫煙は厳禁とする。
- 6) 参加者は、主催者や大会後援者、大会審査委員会およびレース参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 7) 参加者代表は、自身の言動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。
- 8) 参加者は、スポーツマンシップにのっとり行動しなければならない。

- 9) レース事務局の許可なく、ピット・パドックの占有をしてはならない。(ガムテープ・タイヤ等による場所取り)
- 10) ピット・パドック使用时に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、ゴミは分別して処分すること。粗大ゴミ等(カウル、マフラー、タイヤなど)は必ず参加者が持ち帰ること。また、廃油入れには、ガソリン・クーラントは入れないこと。処理できない品の置き去りについては不法投棄となり処罰される。
- 11) 競技に関する業務に携わっている者およびライダーは、アルコール類または薬品(興奮剤、麻薬)を服用してはならない。
- 12) ライダー・チームクルーは、CBR250R Dream Cup グランドチャンピオンシップ 2018、CBR250RR Dream Cup グランドチャンピオンシップ 2018 代表にふさわしい服装で参加すること。

第30条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すこと無く、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒むことができる。
- 2) チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。
- 3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、健康上の理由による競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- 4) 競技番号の指定、ピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 5) やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- 6) すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- 7) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- 8) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第31条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は、必ずサーキット内メディカルセンターにて診断を受けなければならない。受診していない場合、MS共済会の適用から除外される場合がある。

以下の病院を鈴鹿サーキット指定病院とする。

① 第1受入病院

病院名 鈴鹿中央総合病院
住所 鈴鹿市安塚町山之花1275-53
電話番号 059-382-1311
専門科目 一般外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・麻酔科 他
陸路所要時間 10分

② 第2受入病院

病院名 鈴鹿回生総合病院
住所 鈴鹿市国府町112-1
電話番号 059-375-1212
専門科目 一般外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・麻酔科 他
陸路所要時間 10分

③ 第3受入病院

病院名 三重県立総合医療センター
住所 四日市市大字日永5450-132
電話番号 059-345-2321
専門科目 一般外科・整形外科・脳神経外科・損増血管外科・麻酔科・救命救急センター 他
陸路所要時間 25分

第 32 条 抗議

- 1) 抗議の申し立てはライダーおよびエントラント代表者のみが抗議申し立てができる。
- 2) 抗議申し立てる場合、暫定結果発表後 30 分以内に抗議書に記載し競技監督に提出する。
- 3) 抗議に対する裁定は大会審査委員会が下したものが最終決定となる。審査委員会が下した裁定に関する抗議は認められない。
- 4) 抗議保証料は 1 項目につき **1 万円**とする。またタイヤ、ガソリンに関する抗議保証料を **10 万円**とする。
- 5) 特定のライダーに対する抗議は、抗議保証料の他に抗議者が検査費用を負担する。検査の結果違反が立証された場合には返却される。尚その場合は違反者が検査料を負担すること。

第 33 条 賞典

賞典は各クラスにおいて優勝者のみトロフィーまたはそれに相当するものが与えられる。

第 34 条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第 35 条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルー、および競技車両の損害に対して大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第 36 条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は、

- ①参加者の住所に郵送される。
- ②大会事務局にて配布される。
- ③コントロールタワー前の掲示板に掲出される。
- ④ライダーズブリーフィングで配布する。
- ⑤緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上のいずれかの方法によって参加者に通告される。

第 2 章 車両規則

2018 年度「CBR250R Dream Cup 技術仕様」、「CBR250RR Dream Cup 技術仕様」に準ずる。

第 1 条 グランドチャンピオンシップの補足事項

1) タイヤウォーマーの使用

鈴鹿サンデーロードレースにおいては、サイティングラップ後、グリッド上においてタイヤウォーマーのためのジェネレーターを使用しても良い。

また、ジェネレーターの使用については、MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 17-4-4 に準ずる。

ジェネレーターはマシン 1 台につき 1 台とし、車両の後方に設置すること。他の車両との共有はできない。

2) 車載カメラ

車載カメラは、事前に各主催者に申請し許可された場合は可とする。

ただし、取り付け時は脱落しない様、固定されなければならない。

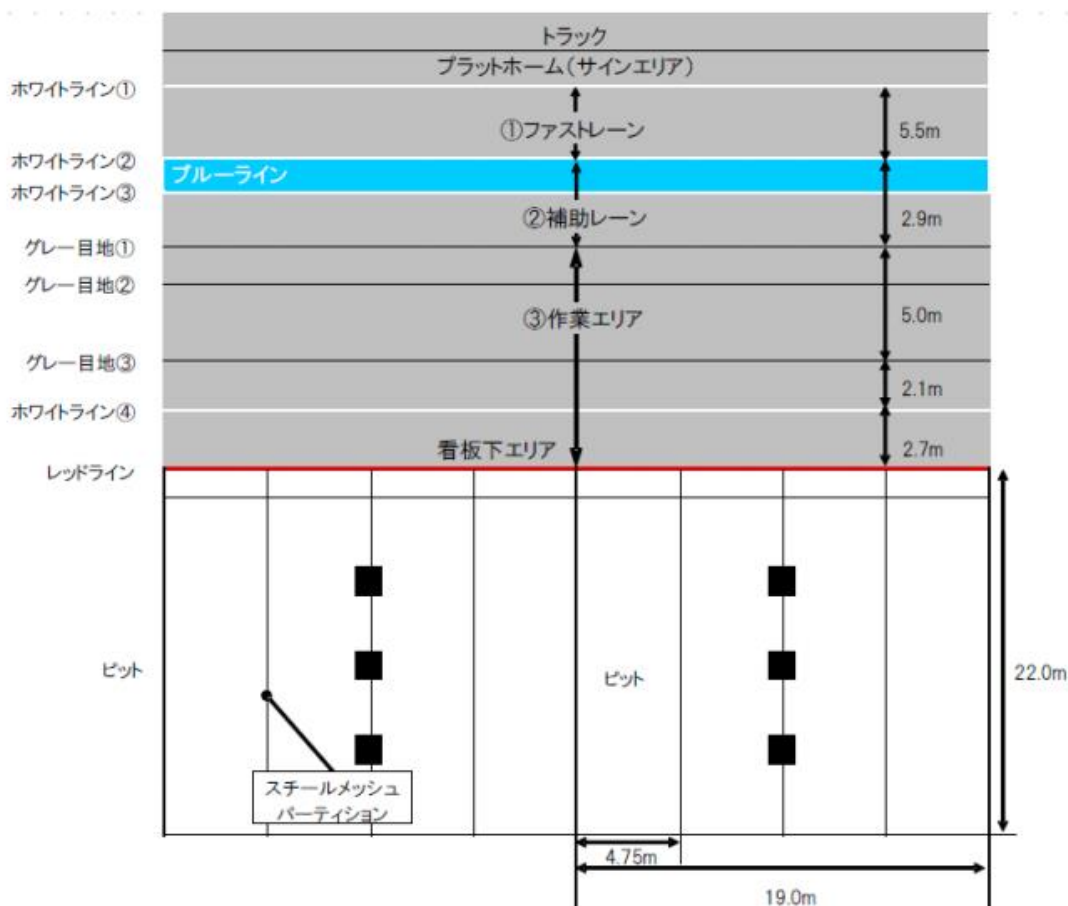
鈴鹿サーキット補足資料

説明資料①

ピットレーン

～1) フルコース（東コース含む）ピットボックス前の部分（ピットレーン）は次の 3 つに区分される。

- ① ファストレーン… シグナリング・プラットフォームとホワイトライン②の間の部分。これはピットインおよびピットアウト専用の区域であり、徐行すること。
- ② 補助レーン… ホワイトライン②とグレー目地①の間の部分。ファストレーンから作業エリア（あるいはその逆）へ移動する時に通過する区域。
- ③ 作業エリア… グレー目地①とレッドラインまでの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域。ただし、看板下エリアでは給油を伴う作業は禁ずる。



～2) ピットレーンの速度制限について

東コースは 60km/h、西コース 40km/h とする。違反した場合にはペナルティを科す。



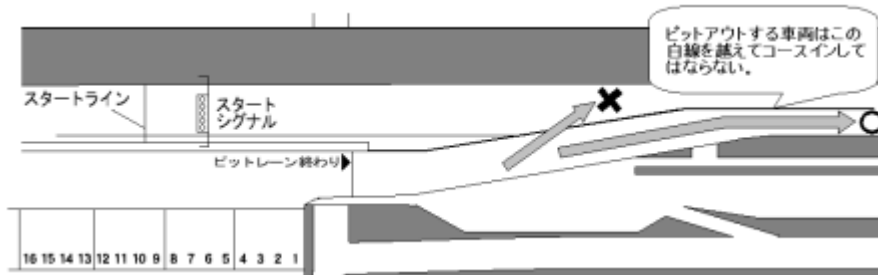
- ～3) ピットレーン先端シグナルライトについて（フルコース・東コース）、大会期間中を通じて「赤」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「緑」が点灯していれば、コースインすることが出来る。無灯や青灯の点滅の場合は緑灯と同様に扱う。
- ～4) ピットインするライダーは、130R（フルコース） / 逆バンク（東コース） / スプーンカーブ出口（西コース）より走行ラインをコース右端に取り、手もしくは足でピットインの合図を行なった後、安全を確認してピットイン専用路に進入すること。ピットレーンでは上記～1) ①のファストレーンを走行し、補助レーン・作業エリアの走行は極力短くするよう努めること。

第 16 条 ピットアウト・ピットイン

～1) ピットアウトについて

①フルコース・東コースの場合

- (1) コースインするライダーは、第 2 コーナーを通過するまでコース右端に沿って走行すること。コースインは各自の責任において行わなければならない。走行車両との合流に対し最大限の注意を払い、後方から近づく車両の走行を妨げないように行うこと。
- (2) ピット出口から第 1 コーナーにかけて引かれている白線は以下の通り運用を行う。
 - 1) ピットレーンよりトラックに合流する車両は、白線を越えて走行してはならない。
 - 2) このラインはトラック上を走行中の車両を制限するものではない。



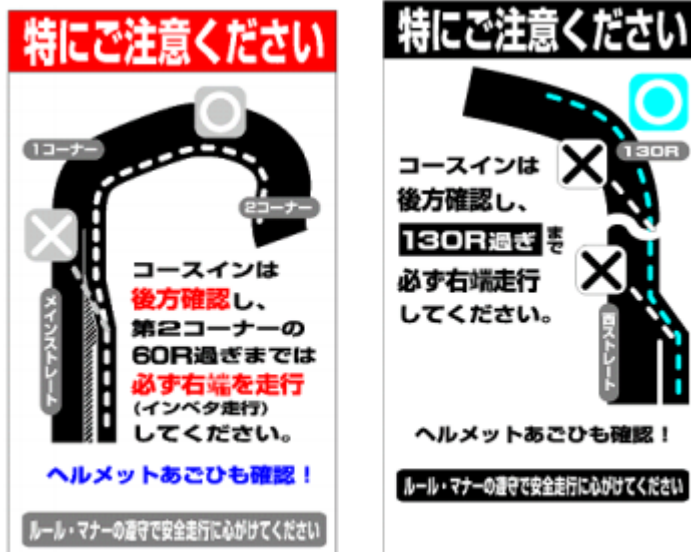
②西コースの場合

コースインするライダーは、減速区域を出て 130R を通過するまで、コース右端に沿って走行しなければならない。コースインは各自の責任において行わなければならない。走行車両との合流に

対し最大限の注意を払い、後方から近づく車両の走行を妨げないこと。

本コース走行車とピットアウト車との接触を避ける目的で、西管理室フラッグ台（24P）で白黒分割旗を振って合図する。

※違反の場合は、審査委員会よりペナルティを科す。

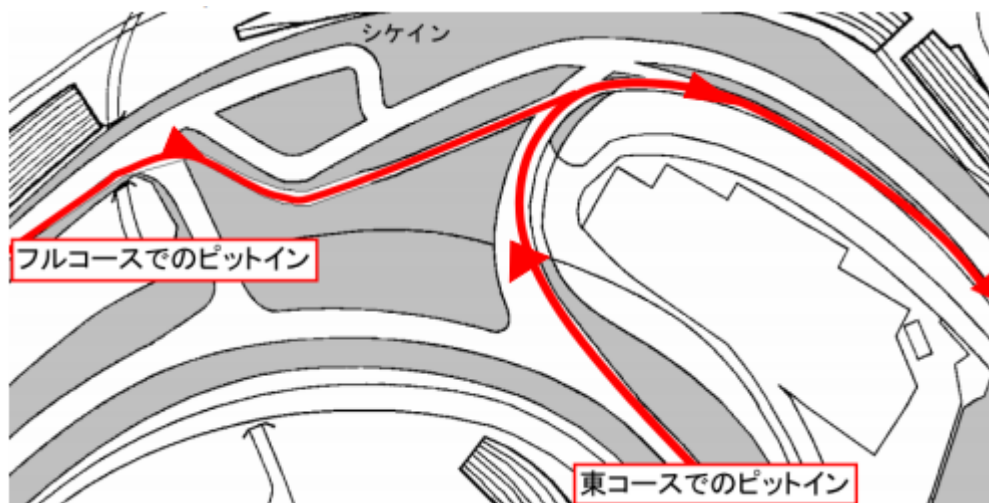


〈フルコース・東コース〉

〈西コース〉

～2) ピットインはピットイン専用路を使用しなければならない

東ショートカット及び、その他のショートカットを使用してのピットインは禁止する。違反した場合、再コースインすることはできない。



第 17 条 走行中の遵守事項

～1) 以下のケースのショートカットはペナルティを科す場合がある。

例：シケイン直進によるショートカット、コーナーオーバーラン等、コース外を走行し、復帰の際、当該ライダーが有利となるショートカットなど。

① コーナーオーバーランまたは転倒後は、安全確認を行った後にコース復帰すること。

② ①の違反により当該ライダーに優位性が発生したり、後方の安全確認を怠った場合、以下のペナルティを科す場合がある。

予選中：当該ラップタイムの抹消

決勝中：ライドスルーペナルティ

※最終ラップ等の残り周回数が少なく、ライドスルーペナルティを与えられない場合は、審査委員会よりタイム加算ペナルティを科す。

- ～2) 東コース、フルコース大会の特別スポーツ走行及び公式予選セッション中、決勝レースにおけるサイティングラップ中において、スタート練習を実施することが出来る。これ以外のスタート練習は一切禁止とする。スタート練習を行う者はピット先端のペナルティストップエリア(下図の円)に縦一列に並ぶこと。通常コースインするものを優先とし、必ず後方から来ていないことを目視で安全確認を行いスタートすること。チェッカー後、ピット出口信号が赤の場合には、スタート練習は出来ない。西コース大会においては、スタート練習は禁止とする。



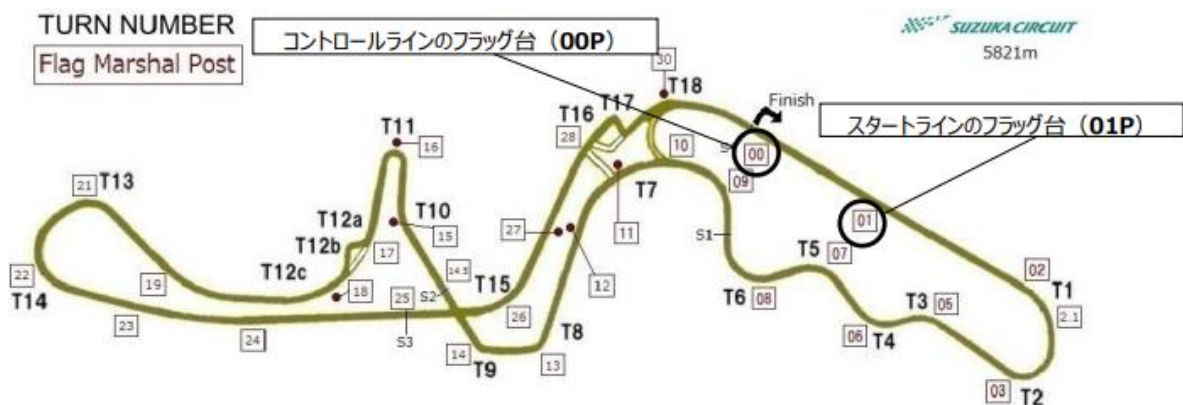
～3) フラッグポストについて

下図の通りにフラッグポストを設定する。コースイン 1 周目の際に必ず位置を確認すること。

- ①フルコースレース : 00～30 ポスト (計 30 箇所)
- ②東コースレース : 00～10、30 ポスト (計 12 箇所)
- ③西コースレース : 11～28 ポスト (計 18 箇所)

※2.1 ポストは黄旗禁止区間の短縮、安全性向上のために設置する。

※ダブルチェッカー防止のため、走行終了時にチェッカー旗提示後、コントロールラインを最初に通過したライダーに合わせて、各ポストで黄旗の 1 本静止が提示される。



説明資料②

スタート

～1) スタートグリッド

① フルコース/東コースレース

最前列は 3 台とし、以下各列同数で配列される。ポールポジションは左側とする。

② 西コースレース

最前列は 3 台とし、以下各列同数で配列される。ポールポジションは右側とする。

※フルコースおよび東コースレースにおいては、階段状グリッドを使用するものとする。

～2) 決勝レースのスタート方法は、クラッチスタートとする。

～3) スタート合図は発光信号もしくは日章旗によって行われる。

～4) スタート進行は MFJ 国内競技規則付則 4 ロードレース競技規則 17「スタート方法」に準じて行われる。但し、天候を含む大会開催状況により省略・変更される場合がある。省略・変更の際は公式通知・ライダーズブリーフィング・場内放送等で案内される。

～5) スタート進行の場所は公式通知またはライダーズブリーフィングにて通達される。

～6) スタート前チェックは時間厳守。タイムテーブル、スタート進行表を確認し、時間内に完了すること。スタート前チェックを完了していない場合、決勝レースへの出走は認めないものとする。

～7) 鈴鹿サンデーロードレースにおいてはサイティングラップ後、グリッド上においてタイヤウォーマーのためのジェネレーターを使用しても良い。またジェネレーターの使用については、2018MFJ 国内競技規則付則 4 ロードレース競技規則 17-4-4 に準ずる。ジェネレーターはマシン 1 台につき 1 台とし、車両の後方に設置すること。他の車両との共有はできない。

FUN&RUN! 2-Wheels おいては、サイティングラップ後、グリッド上においてタイヤウォーマーのためのジェネレーターを使用できないが、余熱は使用可（ST250 も含む）。ただし NEO STANDARD は余熱の使用も不可とする。

～8) 決勝レーススタート方法は原則として以下の手順で行われる。

① 1 分前ボード提示時にエンジン始動。押しがけの場合は始動後にグリッドへ押し戻すこと。

② ウォームアップラップの開始は、グリーンフラッグ振動表示を合図とする。

③ グリーンフラッグはスタートラインのフラッグ台(01P)で表示される。ウォームアップラップのスタートは、一列目より順にスタートすること。その際、接触・追突が無いよう気をつけること。

④ レーススタートはグリッド整列後、レッドライトが消灯された時点でスタートとなる。

※スタートシグナルが何らかのトラブルで使用不可能となった場合には、日章旗にてスタート合図を行う。この際の合図は、日章旗を頭上に掲げた時点がシグナルのレッドシグナルと同じ意味であり、振り下ろされることにより、レーススタートとする。

⑤ スタート時の安全性を脅かすようなトラブルが発生した場合はスタートディレイドとする。その際はレッドライトが点灯したまま赤旗振動表示と、「スタートディレイド」のボードがスタートラインのフラッグ台(01P)にて掲示される。エンジンを停止させなくてもよい。スタート手順は 1 分前からの再開になる。

ウォームアップラップを 1 周行い、レースは 1 周減算となる。スタートディレイドの原因となったライダーはピットレーンに入れられ、もし再スタートできる時には、最後尾の次の空グリッドからスタート

しなければならない。

- ⑥ スタート違反と判断された場合、ライドスルーペナルティが科される。

※ 「RIDE THROUGH」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード(下記参照)がコントロールラインのフラッグ台(00P)にて掲示される。

(フルコースレース時には 24 ポスト、東コースレース時には 07 ポストにて

「RIDE THROUGH」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボードが掲示されるが、これは 3 回の掲示の回数には入れない。)



※ゼッケンは例となります。

また、ペナルティの通知は当該ライダーのチームにもボードにて通達する。残り周回数が少なく、レース終了までにペナルティが消化できない場合は、レース結果に 30 秒加算される場合もある。

- (3 回目の掲示を受けた周にピットインせず、ライドスルーペナルティを実行しないライダーは失格とし、全ポストで黒旗+ゼッケンボードが掲示される)

同時に複数のジャンプスタートが発生した場合は、予選タイムが速いライダーからとする。

なお、西コース大会においてはスタート違反と判断された場合、タイム加算のペナルティが科される。ペナルティの通知は、当該ライダーとチームに『ボード』(下記参照)にてゼッケンを通達する。ライドスルーペナルティではないのでピットインしないこと。



※ゼッケンは例となります。

- ⑦ ジャンプスタートを含め、ライドスルーペナルティの際は、途中ピットボックス等に停車することなくペナルティを受けなくてはならない。この規則に違反した場合は再度ライドスルーペナルティの手順が繰り返される。

説明資料③

赤旗時について

～1) 赤旗が提示された場合、ライダーはただちに減速し、救急車両（救急車、ドクターカー等）の進路を妨げない様なラインを走行しながら、最大限の注意を払いピットインすること。

～2) ピットに戻ってきた車両はオフィシャルの指示に従うこと。

～3) 赤旗が提示された場合、MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 24 に準じ、レースの進行状況により、以下 3 ケースに分けられる。

ケース A トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が 3 週末満しか走行していない場合、当該レースは無効とされ、再レースが行われる。もし再レースのスタートが不可能な場合、レースの中止が宣言され、予選があった場合、ポイントは予選結果に基づいて正規のポイントの 1/2 が与えられる。（小数点以下 2 桁は四捨五入）

ケース B トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が 3 周以上、しかし本来のレース距離の 2/3 未満（小数点以下切り捨て）の場合、レースの最終結果は複数のレースの周回数を合算し順位が決定される。周回数が同数の場合最終レースの結果が優先される。

もしレースの再スタートが不可能な場合、1 回目のレース結果でレースは完了とし、ポイントは正規のポイントの 2/3（小数点以下 2 桁は四捨五入）が与えられる。

例：30 週のレースの場合

トップのライダーは 9 周目を終えて 10 周目に入ったが、その他のライダー全員が 9 周目を終えていない時点で赤旗が掲示された場合レース結果は 8 周目を終えた時点でのものとされ、第 2 レースは 22 周となる。

トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が 9 周目を終えて 10 周目に入っていた時点で赤旗が掲示された場合、レース結果は 9 周目を終えた時点でのものとされ、第 2 レースは 21 周となる。

ケース C トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が本来のレース距離の 2/3（小数点以下切り捨て）を走行した場合、当該レースは完了したとみなされ、通常のポイントが与えられる。

～4) 競技結果が 2/3 未満の場合の再スタート（ケース A・B）については、以下の通りとする。

① 全ライダーがピットイン後、競技監督よりサイティングラップスタート時刻が発表される。

② サイティングラップ開始

ピットレーン出口はサイティングラップ開始から約 30 秒間開放される。サイティングラップに参加できないライダーはピットレーンからウォームアップラップを開始し、正規のグリッドにつくことができる。

但し、車両を押してグリッドに移動することは認められない。グリッドに付いた車両のエンジンは停止しない。また、グリッドへのピットクルーの立ち入りは禁止される。

③ ウォームアップラップ開始 30 秒前ボードが提示される。この時点でグリッドへ着いていないライダーはピットスタートとなる。

④ 以降通常のスタート手順

～5) 再開されたレースが再び赤旗になった場合、そのスケジュールを変更する場合がある。

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の金額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頸部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または橋保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ

～ツインリンクもてぎで走行中もしくは走行のためのピット作業で受傷された場合～

1.事故の通知

事故により負傷した場合、必ずツインリンクもてぎメディカルセンターにて診察を受け、利用記録を残すようお願いいたします。

利用記録がなければ、保険金のご請求手続きをしていただく事ができません。

事故にあった場合、必ず当日中にツインリンクもてぎメディカルセンターにて受診ください。

但し、生命に関わるような緊急時はこの限りではありません。



2.ご請求書類は

ツインリンクもてぎメディカルセンターの利用情報から、負傷された皆様に保険会社（損害保険ジャパン 日本興亜株式会社）より、電話にてご連絡を差し上げた後、請求についてのご案内を郵送にてお送りいたします。



3.ご請求手続きは完治してから

保険金ご請求は、お怪我が完治してからご請求ください。

入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として入院保険金をお支払い致しますので、経過した場合は、完治する前でもご請求ください。

ご請求書類は、同封されている保険会社宛て返信用封筒にてご送付ください。



4.保険金が指定された口座に振り込まれます。

保険会社に書類が到着した段階で不備がない場合、通常10日ほどでご指定いただいた口座に振り込まれます。

もてぎ・鈴鹿共済会につきましては、ツインリンクもてぎモータースポーツ課までお問合せください。

TEL：0285-64-0200

営業時間：10時～16時

競技参加にあたって

● 競技車両の整備について

競技車両の整備不良による、パーツやカメラ（申請必要）の落下・オイル漏れの発生などが相次いでおり、競技の安全性を脅かす事例が多発しています。

競技中のマシントラブルはトラブルを起こしたライダーばかりでなく、後続のライダーの転倒・負傷を招く危険性があり、安全な競技運営の妨げとなります。

以下の事例を参考のうえ、走行前に今一度、マシンのチェックを行ない、完全に整備された状態の競技車両でレースに臨んでください。

事例 1. スイングアームピボットナットが緩みにより脱落。後続車のウインドスクリーンを貫通。

ライダーは幸い負傷はなかったが、ヘルメットに直撃した場合は極めて危険な事例。

事例 2. 取り付けナットの緩みにより、サイレンサーが脱落。後続車の妨げとなった。※

事例 3. ボルト+タイラップで固定していたフロントフェンダーのタイラップ固定部が緩みガタつきが発生。走行中の風圧により、固定部が破損しフロントフェンダーが脱落。

西ストレート コース中央に落下した。※

事例 4. カムチェーンテンショナーのボルト緩みによりボルトが脱落。オイル漏れ発生の原因となり、後続車が転倒し、赤旗中断となった。※

事例 5. 走行中ラジエーターホースが外れ、ラジエーター液をコース上にまいた。それに乗った後続車が次々と転倒した。※

事例 6. 走行中ブレーキレバーが脱落した。※

事例 7. カメラの 2 次落下防止が不完全で脱落した※

※印のある事例は鈴鹿サンデーロードレースや FUN&RUN! 2-Wheels で実際に発生した事例です。

● 黄旗区間について

黄旗区間における事故が相次いでいます。

黄旗は「前方に危険がある」「減速せよ」の意味を表すフラッグ

（「追越禁止」はあくまでも、安全を確保するために副次的に義務付けられることであり、

黄旗は「追越禁止」だけを意味するフラッグではありません。）です。

黄旗が掲示されている区間では転倒ライダーおよび車両等が存在し、またそれを救助・撤去するオフィシャルが活動を行っています。

黄旗は参加ライダー（転倒者・走行者ともに）の安全を守るために掲示されるものです。

「黄旗を見ていなかった」「追い越しにはならないので減速しなかった」と考えているライダーがいる状況では、転倒ライダーの救助、マシン/落下物の撤去を安全に行なう事が出来ません。黄旗区間で追い越しをする（レース状態を継続する）、転倒する、二次事故を引き起こすなどは、あってはならない事であり、重大な規則違反です。今一度フラッグの重要性を認識してください。

● レース終了後の再車検について

鈴鹿サンデーロードレースにおいて、決勝レース終了後の再車検にて入賞車両に対して、エンジン分解検査を実施いたしましたが、一部参加者が分解検査を拒否するという事態が発生し、当該参加者に対して失格を宣告いたしました。

レース終了後の再車検のエンジン分解に応じる義務は、MFJ 国内競技規則書にも記載された競技参加者の義務であり、各種の競技規則は競技の公平性を維持するために規定されているものであり、これを守れない方は競技に参加いただけません。

各参加者は競技参加にあたっての義務を理解し、競技の公平性を守るため各自の参加義務を果たしてください。